

税務大学校税務情報センター所蔵の明治前期作成地籍図

Research Notes

三河雅弘・川名禎

はじめに

埼玉県和光市の税務大学校税務情報センター（以下、税務情報センターと略）には、東京・大阪などの各国税局や地方税務署から移管された、近世から現代にかけての税制に関係する資料が数多く所蔵されている。本共同研究では、そのなかに含まれている明治前期作成の地籍図約六〇〇点について原本調査を行った。⁽¹⁾ここでは、数量的にまとまって移管・所蔵されている山形県、愛知県、奈良県の地籍図を中心に概要を述べることにしたい。

①山形県の地籍図

税務情報センターには約三〇〇点の山形県旧村山郡の明治前期作成地籍図が所蔵されている。これらはいずれも岩手県花巻税務署から移管されたものである。

地籍図には第二次山形県下（明治四年一月～同九年八月）における旧村山郡の大区小区の区割りが記載されている。⁽²⁾年紀は、すべての絵図に記載されていないが、箕輪村の絵図の明治六年一月をはじめとして

明治九年のものが確認できる。年紀が記載されていない絵図に関しても、後述する記載形式の一致などから判断して、同時期に作成されたものと推定できる。『府県地租改正紀要』によれば、山形県では明治六年一月には作業が着手され、同一二年六月に終了していたことがわかる。⁽³⁾税務情報センター所蔵の山形県の地籍図は、上記の期間で実施された地租改正作業と関係して作成された絵図であったと判断することができる。所蔵されている地籍図には地引絵図と墓所絵図をはじめとした様々な絵図がある。以下、地引絵図とその他の絵図に分けて、それぞれ概要を述べていくことにしたい。

〔地引絵図〕

『府県地租改正紀要』には、山形県の地租改正地引絵図が、「平坦ノ村落ハ毎地ノ地形ヲ画シ一筆限リ又之ヲ接合シ一村限リヲ製セシメ山間ノ村落は多ク一筆限リ図を製セス一村限リノ見取図ヲ製セリ」⁽⁴⁾とあり、平野部では一筆図と全図としての一村図、山間部では一村図が作成されていたことがわかる。

税務情報センター所蔵の地租改正地引絵図の大多数は一村図である。

ただし、谷地組とよばれる地域では字図が作成されている。以下、一村図を中心に、地引絵図の概要についてみていくことにしたい。

(1) 一村図 題書

一村図の多くは絵図が複数に分割されており、その場合、内題は分割された絵図の一枚のみに記載されている。外題は分割された絵図毎に記載されている。

内題は「羽前国村山郡第〇大区小〇区〇〇村地引絵図(面)」または「羽前国村山郡第〇大区小〇区〇〇村絵図(面)」が多い。絵図によっては「絵図(面)」を記載しない場合もある。

外題は次のような異なる筆跡のものが一枚の絵図に併記されている。①「村山郡」と表記するもの、②「西村山郡」と表記するもの、③「西郡〇〇村(町)大字〇〇」と表記するもの、④村名のみを記載するものである。⁵⁾

①は、楯西、楯南、水沢村など数か村の絵図のみに記載されている(写真1)。村山郡は明治一一年以降に、東村山郡と西村山郡の二郡に分割された。このことから①は明治一一年以前のものと判断できる。あるいは絵図作成当初のものである可能性が高い。なお、①の外題の中には、「羽前国」と「村山郡」の間に、明治一一年以降に「西」の文字が書き加えられている。

②には「羽前国西村山郡〇〇村絵図」「西村山郡字絵図拾壹ヶ村」「羽前国西村山郡村名不詳絵図」がある。これらは同じ筆跡であると判断で

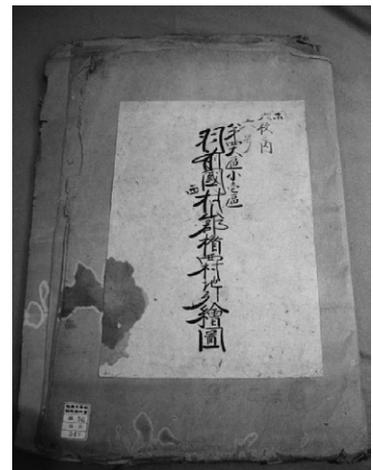


写真1

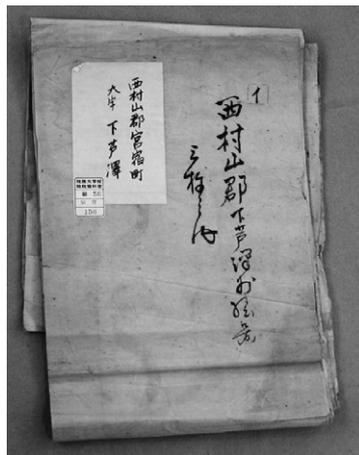


写真2

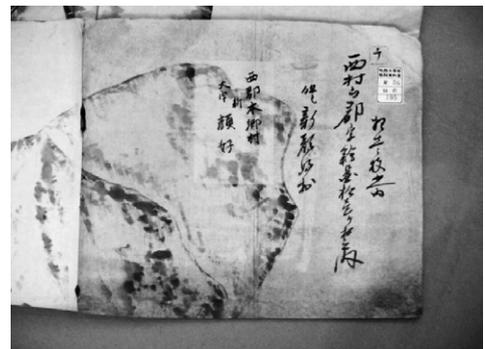


写真3

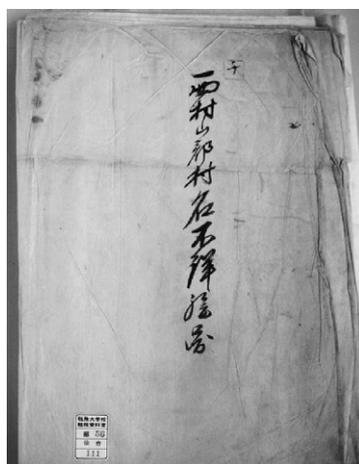


写真4

きる。「羽前国西村山郡〇〇村絵図」とする内題は多くの絵図に記載されており(写真2)、「西村山郡字絵図拾壹ヶ村」は十八才村の絵図など数点の絵図にみられる(写真3)。「羽前国西村山郡村名不詳絵図」は内題や①の外題が記載されていない絵図にみられる(写真4)。また、②の脇には朱四角囲みのなかにイ・ロ・ハの文字による記号が付されており、絵図が分類整理されていたことがわかる。この分類の詳細については不明である。「西村山郡」と記載する②は、西村山郡が明治一一年に

成立していることから、その時期以降に付されたことが確実である。さらに、「羽前国西村山郡村名不詳絵図」の存在をふまえると、②の記載は絵図作成後かなり時間を経た段階で、作成者ではない第三者によって付されたことが想定される。

③もまた、多くの絵図に付されている外題である。③は貼紙の上に記載されており、同筆である可能性が高い。貼紙は①と②と異なる場所に付されているものや、①と②と同じ場所に付されているものがある。また、なかには①や②の外題の上に付されているものもある。③の町村のなかには昭和三年に成立した「宮宿町」があることから、③は①②の外題記載後、昭和期に入って付されたものと判断できる(写真2)。

④は、十八才、水本、太郎村の絵図など数点にみられる外題である。他の外題に比べて大きく記載されている。太郎村の絵図には④と同筆と思われる「明治三十三年」の記載が確認できる。また、水本村の絵図では、②の外題が、④をよけて脇に記載されている。これらのことから、④は明治一一年以降に記載された②と同時にしくは②よりも古い外題であったと推定できる。

このほか、小見村の絵図などには付箋に記載された外題もみられる。この外題には「イロハ」などの文字記号がみられるが、②に記載されている「イロハ」とは異なった分類である。

以上みてきたように、山形県の地租改正地引絵図の一村図には記載時期の異なる様々な外題を確認することができる。こうした外題の存在からは、絵図作成後のいくつかの時期において地籍図が分類・整理されていたことがうかがえる。

大きさと縮尺

山形県の一村図は、複数枚の絵図に分割されているものが多く、そのほとんどは二枚から三枚を一組とするものである。なかには入間村の図

のように六枚一組で一村図を構成しているものもみられる。絵図の大きさは、一辺が二mを越えるものがほとんどである。大きいものでは西根村の絵図のように一辺が六mを越えているものもある。

絵図の縮尺は、所部村の絵図に「壹間壹分割二定」とあり、同図が一間(二・八m)を一分(三m)すなわち二/六〇〇の縮尺であったことがわかる。そのほかの絵図に関しては、縮尺が記載されておらず不明であるが、後述する奈良県の地租改正地引絵図と比較するといずれも大縮尺で作成されている。所部村の絵図と同様に二/六〇〇の縮尺であった可能性は高い。

凡例および土地利用表現

凡例の数・表記形式・彩色の濃淡は、絵図毎で若干の違いがあるが、基本的には次のようなものがみられる(カッコ内は彩色ほか)。田(黄)、畑(肌色)、宅地(橙)、草生(薄茶)、道(朱線)、山・林(緑)、水(青)、荒地(薄緑)、石砂(灰)、境界(点線)である。くわえて無色ないし白色上に他村名を記載し飛地を表現

したものもある。草生と荒地は同じ凡例とされている絵図もあり、無税地と併記されている絵図もある。このほか、絵図によっては個性的な凡例がみられる。沼山村の絵図には田・畑とは別に元田・元畑とあり、堂屋敷村の絵図には畑とは別に麓野畑とある。こうした凡例は、一般的な地租改正地引絵図にはみられないものであり、近世期の村絵図などの表現に類似し



写真5

ている。なお、地租改正地引絵図によくみられる官有地の凡例はない。また、山形県の一村図は絵画的な表現が豊富であることが特徴として挙げられる。たとえば、山は単に平面的に描くのでなく、谷筋が描かれ、彩色の濃淡によって山の深さや雰囲気が表示されている。また、樹木などを記載している絵図もある。写真5に示した月山沢村の絵図は、霊峰である月山の荘厳さを伝えている。このほかにも、寺社などの建物を描いているものもある。

方位表現

方位表現は、助巻村と水口村の絵図のように酷似する方位表現を採用しているものもみられるが、基本的に村毎に異なる。方位表現は大きく分けて、四辺に東西南北を記載するもの、磁石、そして十字方位の三つである。ただし、同じものでも細部が異なっている。たとえば磁石の方位表現のように、磁石に東西南北を記載するものや十二支を記載するもの、東西南北と十二支の両者を記載するものがある。

一筆内の記載

平地部の一筆内の記載は、基本的に地番と前述した土地利用を示す彩色である。地番は土地利用の彩色の上に直接記載されているものと貼紙の上に記載されているものがある。また、多くの地番には朱合点が付されている。絵図によっては地主名を記載しているものもあり、志津村の絵図などでは字毎に字名が記載されている。

山間部に関しては区画線が引かれ、それ毎に字名と地主名が記載されている。地番の記載はない。

署名・押印・その他

署名は戸長や副戸長のみがなされている例が多い(写真6)。押印は

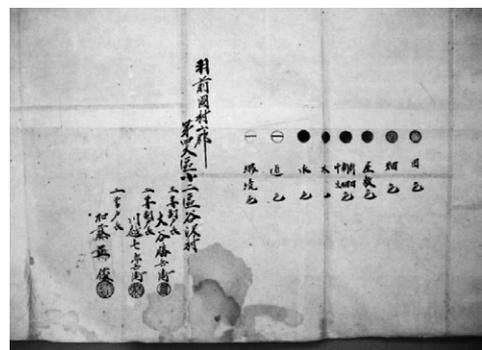


写真6

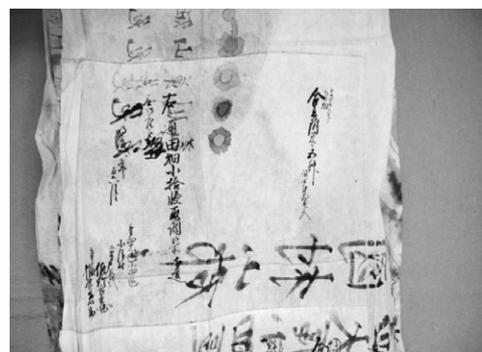


写真7

いくつかの絵図にみられる。ただし、必ずしも署名者全員の押印があるわけではない。

絵図のなかには、小清村の絵図のように明治六年六月の田畑地引帳の裏紙を用いたものがある(写真7)。また、絵図記載面の裏に、丈量結果が示されている絵図もある。

一村図の特徴と地租改正作業

以上、税務情報センター所蔵の地租改正地引絵図の一村図についてみてきた。山形県の一村図は、後述する奈良県を含む他府県の地租改正地引絵図の一村図と比較した場合、特異な特徴を有している。大縮尺による絵図作成や凡例などの種類はむしろ壬申地券地引絵図に多くみられる特徴である⁶⁾。

すでに指摘されているように、山形県では、地租改正にあたり他府県とは異なり、租税米などからの地価を確定する作業(立附米調査など)が行われていた。これは、山形県が近世において県内に複数の藩が存在

し支配が入り組んだ状態であり、また、土地所有についても複雑であったためである。⁽⁷⁾ 後述するように、谷地組における地引絵図作成が一村図ではなく字図であったのは、近世における同県の複雑な事情が密接に関わっていた。特異な特徴を有する一村図作成についてもまた、上記のような事情や作業が大きく関わっていた可能性を想定することができよう。山形県では立附米調査などにおいて壬申地券に関する絵図とは別に、絵図が作成されていたことも指摘されている。⁽⁸⁾ 山形県の一村図については、今後、これらの点も含めて、他機関所蔵の地籍図との比較や関連資料の検討を進めていく必要がある。また、それにより同県における地租改正作業や、それにいたるまでの具体的な作業行程が明らかになると考える。

(2) 字図

西村山郡の北東端に位置する谷地組の村々(一ヶ村)については、字単位で一筆ごとの情報を記載した字図が存在する。谷地は、中世以来、山形盆地北部の中心地として栄えた地域であったが、近世に至り数ヶ村に分村し、支配も最上氏以降は幕府、新庄藩、上山藩に分割支配された。⁽⁹⁾ しかしながら、各村は谷地組という枠組みにより伝統的な領域を維持してきた。このような特殊な変遷を経て、谷地組の村々は複雑な村落構造を形成するに至った。とりわけ各村の飛地が交錯した状態は谷地組の村々の特徴といえ、県内の他の村と比べても異質である。こうした村落の性質が、谷地組の字図を作成させる要因になったと考えられる。

谷地組の字図の主題は、各村の飛地の分布と一筆の地番及び地目を示すことにある。字図の形式は帳綴りではなく、全図と同様に一枚仕立てに仕上げられており、縮尺も一／六〇〇程度の大縮尺で作成されたとみられ、その結果各絵図の寸法は数mにも及んでいる。字図の枚数は、外題に「式拾八枚之内」と記されていることから、少なくとも二八枚の絵図が存在していたことになる。しかし、字図は必ずしも一字一枚で仕上げら

れているわけではなく、複数の字を一枚の絵図に描く場合もみられる。字図の作成年代については記載がみられないものの、すべての絵図の内題は「羽前国村山郡第四大区小七区」と記されており、谷地組の村が第四大区に編成されていた明治九年九月以前の段階に作成されることがわかる。

字図には凡例が示されている。凡例の項目は、屋敷(朱色)、田(黄色)、畑(薄朱色)、道(朱線)、水(青色)、飛地(白色)、山(緑色)、荒蕪地(緑色)、石砂(灰色)に分けられ、一筆内の地目を色彩で表現している。また、それぞれの飛地が所属する村についてもイロハ記号で表現されており、「イ」の荒町村から「ル」の新吉田村まで、一ヶ村分が凡例に挙げられている。但しどちらの凡例とも、実際の項目数は字ごとで異なっている(写真8)。

字図の一筆内記載には、所属する村を示すイロハ記号と、各村毎にふられた地番とがある。それ以外の村に所属する飛地については、凡例にあるように白色で表現され、所属する村名が直接一筆内に記されている。また地番には朱合点がみられ、台帳などと照合を行った痕跡がみられる。方位表現は○に十字の東西南北で、このタイプが全ての字図に共通してみられる。

これらの字図は、内題の記入の仕方から大きく二つのパターンに分けることができる。一方は、太字の墨書で「第○番 字○○」と記載するもので(写真9)、⁽¹⁰⁾ 他方はやや細字の墨書で「字○○」と字名だけを記し、字番号は用いな

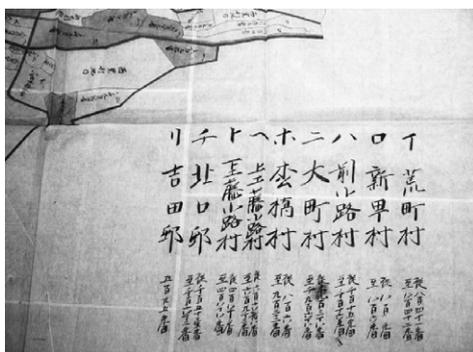


写真8



写真9



写真10



写真11

と判断できる。さらに、田井村の絵図の端には次のような添書が貼付されている。

「右八当明治八年七月中両度之大洪水ニ付田畑川欠水腐之分書面之通籠絵図取調奉書上候處相違無御座候以上」

添書は明治八年九月の日付で山形県権令関口隆吉宛てに記されたもので、

田井村の戸長と副戸長の署名押印もみ

い(写真10)。こうした違いは、絵図の調整主体の違いを示すものと理解できるが、その記載範囲から推定して前者は明治二〇年に成立した谷地村を構成する村々であり、後者は同様に北谷地村の村々によって調整されたと考えられる。このことは、明治二〇年の合併以前から各村との結合関係が既に存在していたことをもがたり興味深い。

前述のようにこの谷地組の各村は歴史的にも重要な地域を形成している。条里地割や方形城館、河岸場跡などの現在は失われてしまった景観を復原する上で、字図や全図の活用が大いに期待される。

「その他の絵図」

(一) 水害絵図

水害絵図とは、溝延村や田井村の絵図に見られる水害の状況を描いた絵図のことである。溝延村絵図の外題には「水害絵図面 六枚之内〇号 但最上川ヨリ〇 第四大区小六区 溝延村」とあり、「水害絵図面」の名称が使用されており、絵図の主題も水害の状況を示したものである

られる。同様の添書は溝延村の絵図でも確認される。添書からは両村の絵図が、明治八年七月の洪水による被災状況を書き上げたものであることがわかる。両村は最上川と寒河江川の合流点付近に位置しており、水害の影響を受けやすい立地環境にある。絵図の凡例をみると水害に関わる主題が明確である。田井村では、道(朱線)、川(青色)、田(茶色)、畑(朱色)、耕地無難之分(白)が挙げられ、水害の影響を受けた地筆とその土地利用がわかる。溝延村では、道(朱線)、川(青色)、田(黄色)、畑(朱色)、押掘(青色囲み)、砂置(灰色)、石砂置(濃灰色)、水押(水色)などが挙げられていて、より詳細な被害状況が示されている。

さらに両村ともに洪水の前後の土地利用を、被せ絵図の手法を用いて表現している点が特徴的である(写真11)。被災後の状況を描いた上の紙をめくると、洪水以前の状況が下に描かれており、水損の土地がどこにあるのかを即座に知ることができる。

基本的な絵図の記載形式は他村の地引絵図全図と同一であり、全図を

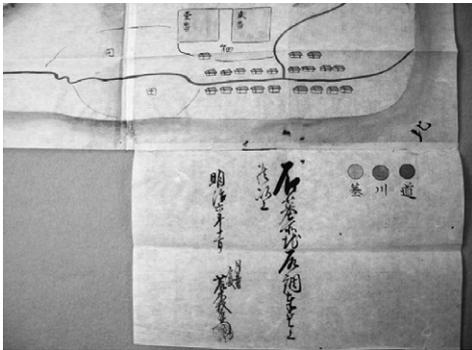


写真12

元にして作成された主題図であることが窺われる。明治八年の水害以前の状況が描かれていることは、両村の地引絵図全図が同年九月以前に完成していたことを同時に示しているといえる。

(2) 墓所絵図

墓所絵図とは、村内に存在する墓地の所在地を絵図に表したものである⁽¹¹⁾。地租改正事業では、土地に対して税を課するという性格から有税地と無税地との区別を明確にする必要があったが、墓地や境内地についてもその性質を見極めることが求められた。一般的に村落の共同墓地は、多くの場合無税地として扱われてきたが、なかには個人の墓地など有税地として扱われてきたものもあったようである。有税地とされる墓地に対する取り扱いについて各府県から大蔵省租税寮に伺いが出されているが、租税寮からは免租の必要がある共有墓地については実地調査を行い、絵図を添えて再度伺いを提出するよう指示がなされている⁽¹²⁾。

こうした経緯を踏まえるならば、墓所絵図とは無税地に対する調査の一環として作成されたものではないかと考えられる。従来、地租改正事業に伴い作成された絵図類としてこのような墓所絵図が取り扱われることはなかったが、事業の過程を考える上でも重要な資料といえる。

山形県の墓所絵図は、村名の判明するもので二五点が確認できるが、それらは全て第四大区四小区の村に該当する。絵図の記載内容をみると簡略に描いたものが多く、

寸法も五〇〜一〇〇cm程度で、地引絵図と比較すれば全体として小振りに仕上げられている。墓所絵図は改租事業でも初期の段階に作成されたと考えられるが、作成年が判明する絵図のすべてに、明治六年一二月の年紀がみられる。また、添書を貼紙にして、「右墓所地取調奉差上候以上」と記載し、署名押印と年紀を添えるものもみられる(写真12)。

絵図の記載形式は、一枚仕立てで村の全図を描き、墓地の所在地を朱色などで表示したものである。記載内容には、山、林、屋敷、道、墓所があり、凡例のある絵図には、道、川、墓所の三項目が挙げられている。絵図の主題が明確である。

それぞれの絵図の描き方にはいくつかのタイプがみられるが、墓所地の表現の仕方に着目するならば、大きく二つのタイプに分けることができる。一方は長方形に朱塗りをしたものと、他方は不整形に朱塗りをしたものである。この二大別は、墓所地の表現方法以外にも、山稜線の描き方や屋敷地の表現などにおいて共通した性格をみることができ、これは調整主体及び雛形が同一か、あるいは相互に影響を与えた結果、同様の絵図に仕上げられたと考えることができる。共通した絵図のタイプを持つ村は、近接している場合が多く、後に町村合併により成立する本道村、大井沢村、川土居村などでは、村を構成している旧村同士での類似が指摘できる。

(3) 境内地及び元朱印地の絵図

墓所絵図と同様に、寺社境内や元朱印地についても課税や上知の判断のために絵図が作成された。明治四年の太政官布告は寺社に対し、「現在ノ境内ヲ除ク外一般上知」として、境内地以外の寺社領の多くを上知する方針であったことが知られる⁽¹³⁾。こうしたなかで、租税寮から県に対して境内地の調査と絵図の提出を指示したものがみられる⁽¹⁴⁾。

本資料群中にも、平塩村熊野神社の元朱印地を描いた絵図や大井沢村

大日寺の境内図など、そうした寺社領の広い意味での調査絵図に該当すると考えられるものが存在する⁽¹⁵⁾。

前者は、「西村山郡平塩村絵図」と外題に記載があるもので、内題には「平塩村 熊野神社元朱印地 九枚之内〇番 平塩村」とあり、絵図の主題を知ることができる。一筆記載の内容は、地番、地目、字名、反高、地主名であり、地引絵図より詳細な記載がなされている。記載された一筆の隣接地には、「元朱印地外」と記され、地目と地主名だけが併記されている。

また絵図に凡例はみられないものの、道（朱線）と水路（青線）田（黄色）、畑（薄朱色）カヤ野（薄茶色）といった土地利用が彩色によっても表現されている。方位表現は四辺に東西南北を記すタイプである。

一方、後者の境内図は、「第四大区小四区大井澤村大日（寺カ）現除地壺間ヲ五厘ニ縮図」とした内題が貼紙されており、上知の対象ではない境内地を1/1200の縮尺で描いたものである。絵図の主題は境内内部の土地利用を表現することであり、凡例には墓、舎、畑、道、庭の別がある。この他に文字注記や方位表現などはみられない。広域な境内地は上知の対象地にされることがあり、この絵図もそうした判断を下すための調査絵図とみることができる。

④ 一筆図類

土地の一筆及び数筆のみを描いた絵図も多数存在する。しかしながら、多くは断簡のような状態であり、字名の記載はみられるものの、どの村の絵図であるかは不明である。一般的に一筆図は野帳と呼ばれる冊子形態になっているものが多いが、本資料群のものは数枚を紙綴りで綴じているものを除けば、殆どが一枚で構成されている。記載内容も絵図によつて様々であるが、字名、地筆界、地番、反別、地主名などが記されるものが多い。中には字図の一部も含まれているかもしれない。また、

廻り分間により土地の形状を求めた際の測点間の距離が記された絵図もみられる。いずれにせよこれらは調査のための作業図としての性格が強いものといえ、単なる作業メモと思われるようなものも含まれている。しかし、なかには「明治七年戊辰四月二十六日調」と調査日を記載するものもあり、絵図の作成プロセスを明らかにする上で重要な手掛かりとなる。

また、藤田村の「字下新田御官山絵図」のように、一筆図とは全く性質の異なる絵図も存在する。タイトルが示すように、この絵図は官林の地筆を一筆として描いたもので、青色の彩色が施されている。磁針形の方位表現を持つ上、戸長の署名押印がなされていて、提出図としての体裁が見受けられる。

これらの絵図類は単独で理解することは難しく、当該地域の地租改正事業の経過を踏まえながら、個別に検討を加えて位置付けていく必要がある。

② 愛知県の地籍図

税務情報センター所蔵の愛知県の地籍図は、旧知多郡域のみに限定されるものの、全体の総数七九点、約八〇ヶ村分に及び、知多郡における大半の村の地籍図を集めた纏まった資料群である。これを作成年代別にみると、地租改正事業の地押丈量が行われた明治九年（一八七六）の年紀を持つ絵図が三五点、その後加筆修正された明治一四年（一八八二）以降の年紀を持つ絵図が四四点存在する。両者とも地租改正に伴う絵図であり、明治一四年以降のものは、その後の町村分離に伴って編製されたものである。作成年代は奥書の年代に従っているが、地租改正絵図に修正を加え、奥書を変更したもので、絵図自体は明治九年のものを基本としている。

愛知県では、明治六年（一八七三）の地租改正法公布をうけて、翌年

一月「地租改正二付心得書」⁽¹⁶⁾を布達して事業の手順や方法などを示し、明治八年（一八七五）から事業に着手している。また同年一二月に内務省による地籍編製事業の実施が通達されたため、翌月に愛知県は地籍編製の雛形を布達している。こうして地租改正と地籍編製という二つの事業が同時並行で行われることになったが、煩にたえないとの理由から後者の事業は明治八年を以て一時中断されている。

政府としては収税のための基本情報を一刻も早く把握する必要があったが、民衆の抵抗などもあり肝心の地租改正事業は一向に進展せず、各村の地押丈量及び絵図作成の作業は滞っていた。そこで政府は同年一月に県令鷲尾隆聚及び事業関係者の処分を断行し、一二月に新県令安場保和を任命し事業の推進にあたらせた。愛知県は明治九年三月に「量地心得書」⁽¹⁷⁾を布達し、地押丈量の方法などを改めて各村へ指示している。こうして新体制の元で強行に事業は推し進められ、明治九年には地押丈量が完了し、六月八月の日付で各村から絵図の提出がなされている。

地租改正の事業自体は明治一三年（一八八〇）に完了したが、愛知県では地位等級などの改租結果の不均等をめぐる農民の抵抗が激しかった。知多郡は面積と地租の増加率が旧尾張国内で最大であり、生産力の低い地域ほど増加率は高かったといわれている。⁽¹⁸⁾

また地租改正に伴い、周辺村との合併も盛んに行われたが、やはり広域行政に対する不都合が生じ、明治一四年頃から合併村の分村願いが多く出されている。これに伴い絵図の修正が求められ、対象となる町村では明治一四〜一七年にかけて修正した地租改正絵図の再提出がなされている。

地籍図の形式

愛知県では地租改正事業にあたり、一筆図、字図、全図（一村図）の種類の地図が作成されたとされるが、⁽¹⁹⁾税務情報センターに所蔵されている愛知県の地籍図は字図形式のものである。これらの字図は、縦書きに題書された表紙を持つ横帳綴りの地図帳で、千葉県など多くの県で採用されている形式と同じである。地租改正事業に先駆けて千葉県では、改租事業の趣旨や作業方法、作成する絵図の雛形などを、「地租改正二付人民心得書」として布達しており、⁽²⁰⁾各県でもこれを手本としている場合が多いという。⁽²¹⁾愛知県もまたこれを基本として「地租改正二付心得書」を作成しており、提出された絵図が千葉県のものと同じ形式を採るのはそのためである。字図一紙の寸法も四〇×三〇cm程度と統一されている。

題書

字図には厚手の表紙に記された外題（写真13）と、その後ろに挿入されている内題（写真14）とがある。外題は全て「地租改正地引図」と題書され、「明治九年」の年紀やそれぞれの町村名を併記するが、これら町村名は大字名や合併後の町村名であり、この外題が地租改正時に書かれたものではないことがわかる。つまり字図の表紙は、大字が誕生した

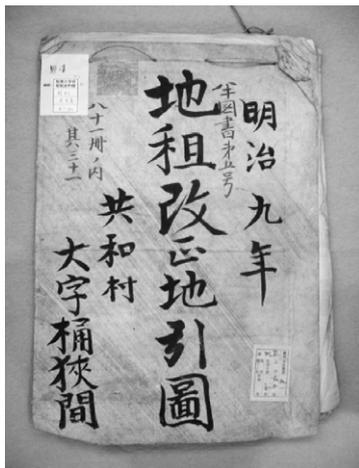


写真13

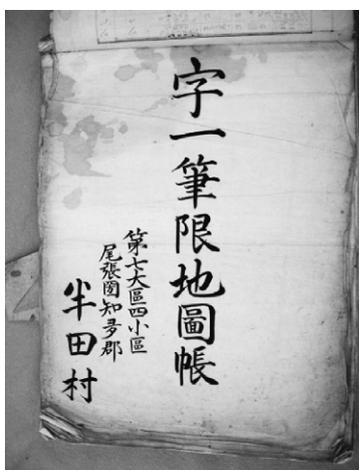


写真14

明治二一年以降に管理主体が統一して仕上げたものである。

また絵図の表紙には、朱書きで「八十一冊ノ内」と記されており、この段階では全体で八一冊の字図が存在していたことが分かる。さらに朱書きで「半図書第五号」と記されており、知多郡役所の置かれた半田の図書館で一時期保管されていた可能性が考えられ、府県庁↓郡役所↓半田図書館↓税務署という移管経緯が、表紙の記載内容や絵図の奥書から想定される。表紙と外題は統一された形式であるのに対して、表紙の次頁に載せられた内題は、「字一筆限地図帳」、「字一筆限字分絵図」、「一筆限字画面」、「地引絵図面」、「地図帳」、「絵図面」など各村によって異なる名称が用いられており、統一されていない⁽²²⁾。しかしながら村名には大区小区名を併記したのものもあることから、恐らくこの内題の多くは、改租事業段階に各村から提出された当時のものではないかと思われる。

字図の表現形式

字図は、一字に用紙一枚をあてているものが一般的である(写真15)。但し複数枚にわたる場合には、内側に折り込んだり(口絵写真1④)、合標を用いたりしたのもみられる。また、字図には字番号と字名が記されるが、これは絵図のタイトルとしての役割も果たしている。特に字番号は、全図や台帳を対照する上で重要であり、朱字で記したのもみられる(口絵写真1④)。

土地利用表記などは絵画的表現を用いず、彩色によってその違いを区別している。最も一般的なのは、道・寺社(朱色)、水系(青色)であり、他に山、林(緑色)や地筆界の畦畔など(灰色)がある。凡例が記載されたものはごく稀だが、大高村字川添では田(白色)、畑(黄色)、道(朱色)、用水(水色)、宅地(ピンク色)の五項目が凡例に掲げられている。また、地番変更があった場合には、その新旧の別を凡例に示したものが多くみられ、明治九年の絵図を修正して利用していたことが理



写真15

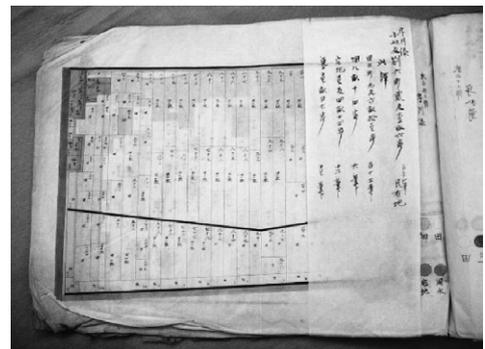


写真16

解される。

方位表現

方位表現については、「地租改正ニ付心得書」の絵図雛形に示されている「東」の一字で方角を表す方式が多く採用されているが、これも統一はされていない。他にも「南」や「北」といった文字表記や、○の中に十字方向で東西南北を記したものの、及びそれに十字方位や磁針を加えたもの、T字形や十字形に方位を記したものの、絵図全体の中央に十字方位を記したものがあり、いまだ近世絵図の様相を色濃く残している。絵図の天地についても、地図帳形式であることから文字方向は縦書きに統一されているものの、地図の向きとしては地形に応じて様々であり、これもまた統一はなされていない。

合計反別記載

字毎の合計反別及び地目別反別を、絵図に貼り紙しているものがある

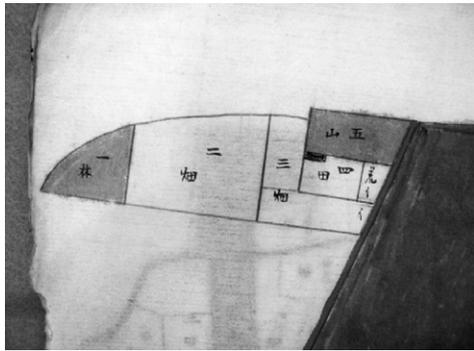


写真17



写真18

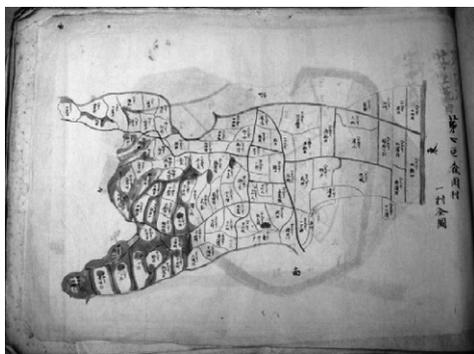


写真19

つかみられる(写真16)。また、奥書の手前にも村全体の反別合計(官民の区分を含む)を記したものが残っている。これらは本来どの図にも付されていたと思われるが、多くは長い歳月のなかで剥がれたり、不要になって外されたりして結果的に残ったものも少ないようである。

一筆内の記載

一筆地所区画の記載内容については、主要なものとして地番と地目があげられる(写真17)。地番は台帳と対照する上で最も重要な記載であることから、当初の記載は朱字で記されている⁽²³⁾。また、同一地番の区画が接続していない場合には、「壹イ」、「壹ロ」などの記号を用いて同一地番を表現している。さらに官有地などの無租地についても地番がふられている点は、愛知県の特徴としてあげられる。これは、県内に点在する旧尾張藩の直営林などの官有林を、いずれ民間へ払い下げられる事を見越しての対応であったとも思われる。或いは地籍編纂事業との関係も想定されるが、いずれにせよ愛知県の地租改正絵図では道路や畦畔など

を除く全ての区画に対し、字毎の地番が振られている⁽²⁴⁾。その後地番の変更があった場合には、朱字の地番の脇に、墨字で新地番を併記するものも多い。

地番を伴う一筆の区画は墨線で境界が示されるが、「一筆」内の耕地界である「一地」の境界には、一般的に黄色線が引かれている。この線が引かれない場合でも田畑の枚数だけは記載されており、台帳との対応が一筆を単位としてなされている。

地目もまた一筆単位で記載されているが、その内容は多岐にわたる。たとえば田・畑・荒田・荒畑・砂塚・山・宅地・藪・草生・堤敷・墓地・寺社名などの表記がみられる。特に頻繁に記入がされる田や畑については文字印を使用している村もある。(写真18) また、一筆内で地目が異なる場合には、一筆を黄色線で区画しそれぞれに別の地目を記す場合もある。

このように一筆内の記載は、地番と地目を中心であり、人名や反別、絵画的な景観表現などはみられない。とりわけ地位等級の記載がみられない点は、他県の例と異なっており、租税情報が台帳に集約されていたことを窺わせる。

全図について

吉田村の字図には、同村のもの以外にも森岡村の字図と全図(写真19)と一緒に綴じられている。森岡村の絵図はリストにはあげられていないため注意が必要であるが、とりわけ全図は森岡村以外では全く残っていないため貴重である。これは合冊の過程で偶然

残されたものではないかと思われる。

森岡村の全図は、字図とほぼ同じ寸法(四〇×三〇程度)で、「第七区森岡村一村全図」というタイトルが記されている。内容は字界、字番⁽²⁵⁾、字名を主題としており、字図のインデックスとして使用されたものと考えられる。字図と同様に道、水系、山林に彩色があり、方位表現は四辺内向きに東西南北の文字を配したものである。

地籍編纂事業に伴う地籍地図の全図と比べると、単なる字の位置を示した略図としての印象を受ける。「量地心得書」では、「一村字寄略図」と「字限精図」の2種類の絵図の作成が指示されているが、この森岡村の全図が「一村字寄略図」に相当するのではないかと考えられる。その後の愛知県が、全図に地租改正絵図ではなく地籍地図を用いていることを踏まえれば、愛知県の地租改正絵図は実際には全図よりもむしろ字図を重視していたとみることができよう⁽²⁶⁾。現存する他の全図との比較を踏まえ、今後の検討が待たれる。

奥書

帳綴りにされた字図の末尾には奥書が記されており(写真20)、絵図の作成目的や提出先、年紀などを知らることができる。奥書には以下にあげるA～Dの四つのタイプがみられる。

A「右者地租改正ニ付当地所民有之分ハ其地主一同承認、官有之分ハ村方役前承認之上実地丈量仕候處書面之通相違無之候也」

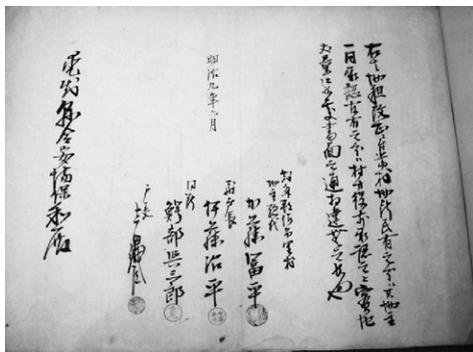


写真20

B「右ハ今般税法御改正ニ付私共村方銘々持地現歩取調可申上旨御達ニ付私共並持主立会一筆限り実地ノ形状間数等取調候処書面之通聊相違無御座候右之外漏地隠歩等一切無御座候以上」

C「右ハ今般分村御許可ニ付私共村方銘々持地現歩取調可申上旨御達ニ付私共並持主立会一筆限実地之形状間数等取調候処書面之通聊相違無御座候右之外漏地隠歩等一切無御座候以上」

D「右者明治九年地租改正ニ付旧三芳村地所民有地ノ分ハ其地主一同承認官有地ノ分ハ村役前承認之上実地丈量仕該時地主総代副戸長連署ノ上上申有之候所今般当村及富貴村ト分離致シ候ニ付当村之分書面ノ通り相違無之候也」

Aのタイプは明治九年の提出時における奥書に多くみられる。これは同年に出された「量地心得書」掲載の奥書(地引帳雛形)と同一のものであり、民有地と官有地の区別が明瞭に示されている点に特徴がある。

B～Dのタイプは、地租改正時の町村合併を経て、再び分離村として地域が独立していく時期のものに多くみられ、殆どが分離に伴う字図改訂の際に添えられた奥書である。宛所も県令から知多郡長心得知多郡書記や知多郡長の人名に変わる。Bは、明治七年の愛知県や同六年の千葉県の「地租改正ニ付人民心得書」にみられる奥書と同文であり、当初の奥書と考えられる。Bのタイプは主に明治一四年～一五年の字図に用いられているが、それらの村では明治九年段階でもBのタイプを採用していた可能性が考えられる。大高村の場合はBのタイプを採用しながら明治九年の年紀を持つ数少ない例である。

明治一四年～一五年の年紀を持つ奥書にはA～Cのタイプが見られるのに対して、一六年～一七年では、殆どの奥書がCのタイプを採用している。その内容はBのものを踏襲しながらも、分離村の経緯と時期がはっきりと記されている点に特徴がある。榎戸村の字図には年代の異なるAとCの両者の奥書が残っている。

Dのタイプには、明治一七年一二月の年紀を持つ二点が存在する。宛所には新たに交替した新県令国貞廉平の名前が記されている。奥書の内容は、Aのものを踏襲しつつCと同じように分離村の経緯が記されている。

以上にあげた奥書の外に、字図や反別合計などについて承認した添書が付されているのがみられる。野間村では、奥書に連署した地主総代に対し、戸長が別に添書で署名・捺印を行っている。また、奥田村や広目村では、字図の余白部分に戸長や副戸長、用掛などによる署名・捺印が年紀と共に添えられている。しかし、このような例はごく少数の様である。

地籍図の利用

税務情報センター所蔵の愛知県の地籍図は、旧知多郡域に限られてはいるものの、知多半島という地理的单元に対応したまとまった資料群を構成している。これらは、愛知県の地租改正事業を考える上で貴重な資料であることはいまでもないが、歴史地理学をはじめ、文献史学や考古学、民俗学などによる景観復原のための道具としても大いにその役割が期待される。

こうした愛知県における地籍図の利用には、地籍編製事業に伴う地籍地図が従来利用されてきた。しかし、地租改正に伴う絵図は、明治九年に地籍地図の作成に先行して提出されたものであり、いわば地籍地図の基礎データそのものであると考えられる。明治九年以降に作成されたとされたものに関して、基本の絵図は明治九年のものを使用し、それに一部の改訂を加えたものであり、全体としては明治九年作成の絵図として捉えることができる。明治九年という一律の時間設定のもとで土地情報と比較が行える点もこの資料群の魅力である。

またこれらの地籍図は、知多半島の歴史的な景観を復原するためにも

有効である。たとえば大高村や大草村の中世城館(写真15)、桶狭間村の古戦場跡、篠島(写真21)及び周辺諸島の土地利用、知多湾沿岸の新田や島畑の様子、愛知用水成立以前の溜池や用水系統など、様々な歴史的関心が惹起される。

こうした地籍図の利用にあたっては、絵図の資料批判や修正箇所に関する十分な検討が必要になるが、この資料群の資料的価値は極めて高く、今後様々な方面から活用されることが望まれる。

③ 奈良県の地籍図

税務情報センターには、大阪国税局から昭和五二年に移管された、旧堺県のうち現奈良県の明治前期地籍図一〇四点が所蔵されている。その内訳は旧平群・山辺・添上・添下郡の村々を対象とした地租改正地引絵図が九九点、式上郡下永村の野取図など二点および添下郡の村を記載した分裂地図(略図)が三点である。前者は明治六年七月二八日公布の地租改正法施行にもとづく絵図であり、後二者は地租改正作業後の誤謬地調査の結果を示した図や分筆地を示した図である。

税務情報センター所蔵の奈良県地籍図の概要については、すでに三木理史や土平博による報告が示されている。ここでは、それらの成果に依拠しつつ、奈良県地籍図の大半を占める地租改正地引絵図についての原本調査にもとづいた所見を示すことにしたい。⁽³⁰⁾



写真21

地籍図の形式

年紀は明治一二年〜一三年が中心である。早いものは明治一一年一月の平群郡馬司村の絵図であり、遅いものは明治一四年七月の平群郡勢野村の絵図である。『府県地租改正紀要』によれば、奈良県の地租改正は、明治七年三月に着手され、同一二年一月に終了していることがわかる。⁽³¹⁾年紀と地租改正作業期間のズレについては、村毎の地租改正作業進捗状況に違いがあった可能性が想定される。

『府県地租改正紀要』には「地圖ハ毎村一村限圖ヲ製シ每筆ノ地形ヲ摸寫シ其地目番號反別ヲ詳記セシメリ」とあり、奈良県域では一村図が作成されていたことがわかる。⁽³²⁾税務情報センター所蔵の地租改正地引絵図もすべて一村図の形態である。

題書

内題は「地租改正地引絵図」または「地租改正地引絵図面」であり、その後に村名さらには村名に「地引絵図」「全図」を記載している絵図が基本である。村名の記載形式には「堺県管轄大和国〇〇郡〇〇村」「堺県管轄大和国〇〇大区〇〇小区〇〇郡〇〇村」「大和国〇〇大区〇〇小区〇〇郡〇〇村」がある。⁽³³⁾このほか、「三千分一縮尺全図」や「二千分一縮尺全図」といった絵図の縮尺を記載する内題がある。また、山辺郡萱原村のように「田畑社地宅地敷地岸池山川山試作荒地道路墓地絵図」といった記載地目を列記するものもある。

外題が記載されている絵図は数点のみに限られる。表紙付で「大和国添上郡西九条村実測地引全図」と記載する添上郡西九条村の絵図、「地租改正地引絵図 大和国添上郡虚空蔵村」と記載する添上郡虚空蔵村の絵図、貼紙に「添下郡石木村地図」と記載する添下郡石木村の絵図などである。そのほかの絵図には何も記載されていないか、または貼紙で「〇〇郡〇〇村」と記載されているのみである。

いくつかの絵図には包装があり、そこには袋題が記載されている。袋題は①「改正地引図（あるいは絵図面、絵図、図面） 大和国〇〇大区〇〇小区〇〇郡〇〇村」が四点、②「大和国〇〇大区〇〇小区〇〇郡〇〇村 地引絵図面全」が一点であり、残りが③「〇〇郡〇〇村（あるいは町）地引図」である。

①②を記載した包装や袋題は、大区小区制下の表記であることから絵図作成当初のものであった可能性が高い。なお、これらのうち平群郡鳴川村の袋には、通常、絵図の裏側に記載される地租改正作業結果を確認した役人による付箋がある。

③に記載された「東山村」「東里村」「狭川村」などの村名は、明治二二年四月の町村制発布後の村名であり、「帯解町」にいたっては昭和三年に成立した町名である。③の文字はすべて同筆と判断できることから、③の記載さらには包装自体の作成は昭和三年以降になされたと推定できる。

大きさと縮尺

奈良県の地租改正地引絵図は一辺五〇〜九〇cmのものが多い。小さいものは添上郡西永井村の絵図の一辺二八cmであり、大きいものでも一辺二〇〇cmを越えるものはない。

縮尺は一／三〇〇〇の縮尺と一／二〇〇〇の縮尺が確認できる。一／三〇〇〇の縮尺図は、内題に「三千分一縮尺全図」と記載する添上郡八島村などの絵図のほかに、「凡以二厘為一間」すなわち一間（約一・八m）を二厘（〇・六mm）で作成したと記載する添上郡城村の絵図などがある。一／二〇〇〇の縮尺図は、内題に「二千分一縮尺全図」と記載する添上郡杵村・柳生下村の絵図や図中に「二千分ノ一縮」と記載する添下郡南田原村の絵図がある。このほか「大凡三厘壹間見積り」「但周圍測量曲尺三厘壹間之割ヲ以調製之」「三厘壹間ノ積リヲ以調製」すな

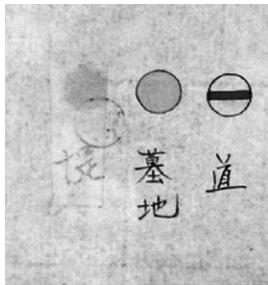


写真23



写真22



写真24



写真25



写真26

上郡出屋舗村・古市村・鹿野園村などの絵図で確認できる。写真26は凡例部分を太い黒線で囲み、道路の凡例を二回折り曲げた朱線で表記するものである。これは平群郡藤尾村・鬼取村の絵図にみられる。写真27は平群郡乙田村・上庄村・西向

凡例および土地利用表現

わち一間(約一・八m)を三厘(〇・九mm)で作成したことを示す山辺郡柚ノ内村山口・添上郡東九條村・西永井村の絵図などがある。⁽³⁴⁾縮尺を記載する絵図は全体の一／三に満たないが、他の絵図も、絵図の大きさや土地区画(いわゆる条里地割)を比較する限り、一／三〇〇〇または一／二〇〇〇の縮尺で作成されていた可能性が高い。

土地利用は彩色によって表現されている。また、それぞれ凡例があり、彩色に対応する土地利用などが示されている。絵図によって凡例は、文字や色合いに違いがあり、村毎の土地利用状況や地形的な問題などによって取捨選択があるが、奈良県でほぼ共通している。⁽³⁵⁾土地利用と彩色の組み合わせは次のようなものがある。田(黄)、畑(薄茶)、宅地(桃)、新開地・荒地・鉄下地(茶)、社・寺(朱に堂や鳥居の画像)、道(朱線)、山藪林堤(緑)、水池川溝(青)、墓地(灰)、芝地・秣場(橙)、未定地

(紫)、古墳・山稜(薄黄または白に樹木画像)、彩色上に記載される官有地(黒丸に白)などがある。さらに、土地利用とは別に水流を示した矢印や村界を示す点線、甲乙の番号などがある。凡例部分には修正や追加記載がみられる。修正には紙面を切り抜いた後に、裏から紙をあてがうもの(写真22)と上から紙をあてがうものがある(写真23)。切り抜きの修正後には新たな凡例が記載されている。一方、上から紙をあてがう修正には追加記載はない。切り抜き修正以前の記載については不明であるが、上から紙をあてがう修正については修正前の字が添上郡南永井村や同郡園田村などの絵図で確認できる。そこには試作地と堤の文字が確認できる。追加や修正後の凡例には官有地、鉄下地・荒地・新開地、芝地、山藪林堤、寺社地、古墳などの記載が多い。修正や追加記載の実施時期は特定できないが、絵図の作成過程でなされたのではないかと考える。

凡例部分の表記方法にはいくつかのタイプが存在する。最も多いものは写真24に示したものである。このほか写真25は「地図標目」という題を記載し、道を「道路」「道敷」と表記するものである。この凡例は添

村・吉新村・西宮村・三里村の絵図などで確認できる。写真26と同じく道路の凡例を折り曲げた朱線で表記しているが折り曲げる回数が一回である。そして、写真28に示したように凡例部分を二重に囲む形式のものもある。これは添下郡尾山村・邑地村・月瀬村の絵図などにみられる。

方位表現

方位表現には図の四辺に東西南北の文字を配置するもの、十字矢印、磁石などがある。方位表現の種類は基本的に村毎に異なるが、なかには同じものを採用した絵図が存在する。たとえば、写真29、30、31などである。このように同じ方位表現を採用する絵図は、多くの場合、同じ凡例の表記方法を採用している。写真29の方位表現を採用した添下郡尾山村・邑地村・月瀬村はいずれも写真28に示した凡例である。このほか、写真30の方位表現である平群郡藤尾村・鬼取村や写真31の平群郡菜畑村などの凡例もそれぞれ同一である。

一筆内の記載

一筆内には、地番と土地利用を示す彩色や官有地を示す黒丸に白の彩色がなされている。さらに地番毎に朱および墨による合点が付されている。添下郡大和田村の絵図のように朱書きによる小字名が記載されている絵図もあるが、多くの絵図には小字名は記載されていない。朱の合点は田や畑に付され、一方の墨の合点は宅地や社寺地などに付されている。朱の合点については後述する署名部分にも付されている。合点は絵図作成過程における確認作業、あるいは絵図作成後において役人によってなされたものと考えられる。

署名・押印

地租改正作業では、多くの府県において隣接する町村立合のもとに村

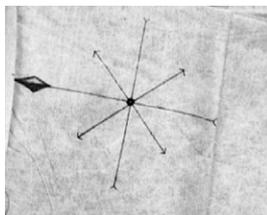


写真29



写真28

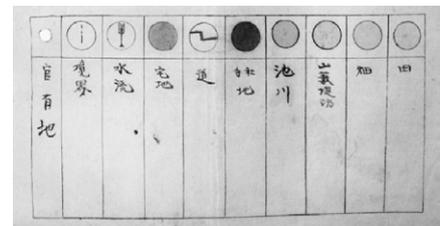


写真27

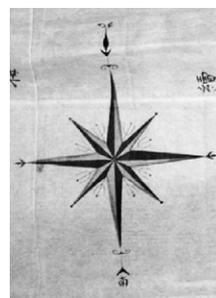


写真31

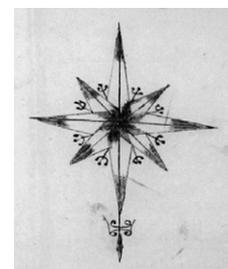


写真30

境の画定や飛地の整理などがなされていたことが指摘されている⁽³⁶⁾。奈良県の地租改正地引絵図にも、村の地主総代・村総代、戸長および副戸長の署名・押印にくわえて、隣接する村々の総代一名の署名と押印を確認することができる。署名・押印は、基本的に図隅に記載される図名や作成年月日などの脇にある。なかには、村界の場所に隣接する村の地主総代の署名・押印がなされている例もある。署名・押印の順番は図記載の村の地主総代・村総代、隣接村々総代、戸長および副戸長である。

貼紙・付箋・その他

絵図の外題や村名などの記載部分には貼紙や付箋が確認できる。最も多い貼紙は、絵図

を検査した役人による「糺合 差了」や上・中・下の等級と思われる文字の記載そして押印である。

このほか、絵図には様々な貼紙や付箋などが確認できる。たとえば、添下郡石木村と同郡大和田村の絵図には次のような貼紙がある。「本村全郡大和田村ト川敷争論中仍テ連印洩」「上伸書未普達」「論地未了」(石木村の絵図〈写真32〉)と「石木村総代連印洩」(大和田村の絵図〈写真33〉)である。上記の貼紙などによれば、石木・大和田村では絵図作成段階(石木村は明治一二年三月、大和田村は明治一三年五月)において境界が画定していなかったことがわかる。大和田村の絵図の論地部分には朱書きで「論所」という文字が記載されている。また、石木村総代署名部分には付箋で「字鳥飼川床当村論中ニ付石木村欠印」とあり、実際に押印はない。石木・大和田村の境相論は、最終的に両絵図が作成された時点よりも数年後の明治一九年四月二三日に決着することになる。このことは石木村の絵図に付属している文書からわかる。そこには論所である場所の地名や面積が記載され、大和田村と石木村のそれぞれの村総

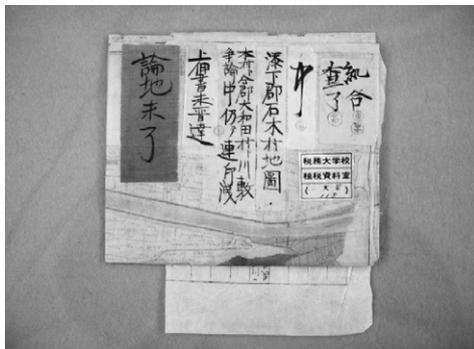


写真32



写真33

代と地主総代の署名と押印がある。そして、石木村の絵図の「論所」部分には画定した境界が貼紙によって修正され、そこには付属文書と同様の押印があり、大和田村の絵図には前述の貼紙とは別に「全郡石木村内相論地ヲ除クノ分定リ更正済」との貼紙が確認できる。

また、山辺郡川原城村の絵図には戸長押印とともに「惣代調印可被ノ所堺論中ニ付延引相成自今和解ニ付調印済也 戸長登又四郎」と記載した付箋がある。絵図作成(明治一一年一二月五日)時には村堺が画定していなかったことがわかる。添上郡下狭川村の絵図にも「飛地錯雑」「飛地錯雑残洩 据置」とあり、飛地の整理が進まなかったことがうかがえる。

本稿では一部の例を挙げたが、税務情報センター所蔵の地籍図には貼紙や付箋を多く確認することができる。これらがどのような背景のもとに付されたかについてはさらに検討する必要があるが、文書などから確認することができない明治前期における地租改正作業の実態や地域に内包した問題(境界など)をうかがうことができる。

作成者

税務情報センター所蔵絵図のなかには作成者を明記しているものがある。添上郡八島村の絵図の「測量研究舎員 澤田栄吉 圖書 中江達徳」などである。「測量研究舎」の記載は、添上郡虚空蔵村・西九条村・米谷村・中畑村、山辺郡内馬場村の絵図にみられ、同一の測量会社によって絵図が作成されていたことがわかる³⁷⁾。また、添下郡城村の絵図には「京都府下 杵谷岸壽編製之」との記載がある。

このほかの絵図に関しては作成者が明記されていないため不明である。ただし、前述した同じ方位表現と凡例を採用する絵図群の存在からは、同一の人物または同一の集団がいくつかの村を掛け持ちして絵図を作成していたことが想定される。

④その他の地籍図

(1) 岩手県の地籍図

花巻税務署から移管された資料のなかには、岩手県稗貫郡関口村、外台村、豊沢村の三ヶ村分の地籍図がみられる。これらはいずれも明治八年一月の年紀があり、戸長や組惣代などによる署名押印がなされている(写真34)。

絵図の外題には「第〇地割 稗貫郡〇〇村」と記されており、関口村は第一〇二八(但し一七欠カ)、外台村は一〇二五、豊沢村は一〇八までの「地割」を描いた絵図が存在する。

岩手県では現在でも土地の区画を「地割」で表記するところが多くみられるが、稗貫郡の絵図も字ではなく「地割」ごとに作成されている。「地割」は必ずしも一つの字に対応しているわけではなく、複数の字を含む場合もあるので、稗貫郡の絵図は字限図ではなく、あくまで「地割図」であるといえる。このように「地割」ごとに絵図が作成されている点は、当該地域における地籍図の特徴である。

絵図の記載内容については、凡例が存在しないものの、田畑を中心に林、野、宅地、開墾畑、荒畑、道、寺社地、水系などが文字や彩色によって表現されている。複数の字を含む「地割」では、点線による字界と字名が表記されている(写真35)。一筆記載の内容は地番と地目で、田畑についてはその枚数も記されている。また、絵図の周辺部分には隣接する「地割」名や村名が記載されている。

三ヶ村の絵図は基本的に同じ体裁で仕上げられているが、方位表記や署名者の性格などにその村の個性が表れている。

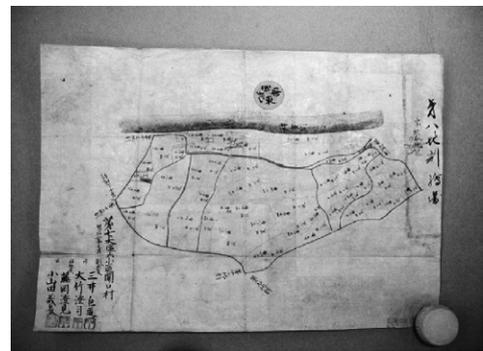


写真34

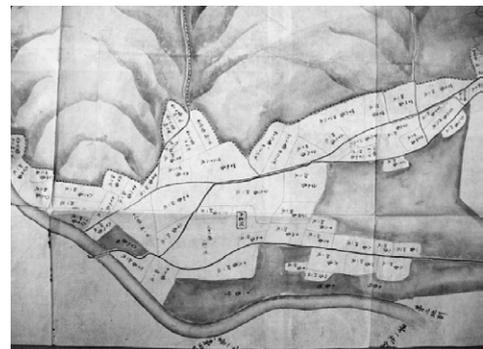


写真35

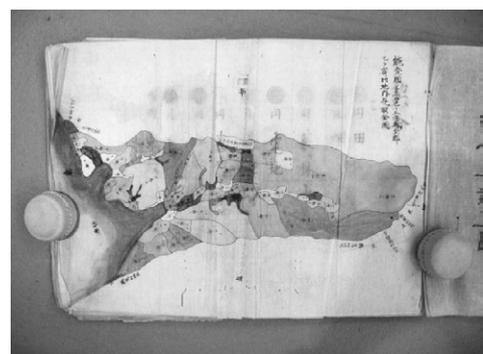


写真36

(2) 石川県の地籍図

石川県の地籍図には旧能登国の二点が存在する。どちらも全図と字図が横綴り形式で仕立てられている。一点は、「能登國第十五区小三区鳳至郡乙ヶ寄村地内見取絵図 鳥寄村字乙ヶ寄」(明治八年一二月)で、字の位置を示す全図(写真36)と地番を記した字図とが綴じられている。どちらも九項目の「契合」(凡例)の色に合わせて土地利用が彩色されており、色彩豊かな絵図である。

二点目は「珠洲郡木郎村大字宮犬地図」(明治一二年二月)で、主に山林部分の筆界と地番とを記載した絵図である。これにも九項目の「契合」(凡例)がみられるが、前述のものとは項目内容が異なっている。とりわけ、山林、官地、標杭及び測量点が挙げられている点は、山林境界を明確にした絵図の性格と関係している。全図の左には、各村の地主総代や戸長などの役人、「山地改正惣代」らが山林境界を了承したことによる署名押印がみられる。

(3) 神奈川県 の地籍図

神奈川県 の明治前期地籍図は地租改正時作成の鎌倉郡今泉村の字限図八点が所蔵されている。八枚の絵図は同じ型式である。絵図の表紙には朱書きで「八枚之内」とあり、所蔵されている絵図が今泉村で作成された字限図のすべてであると判断できる。外題は表紙部分に「第拾六大区拾小区今泉村切図」とあり、それぞれ図毎に「甲」から「辛」の文字が記載されている(写真37)。また、字名や、「自〇〇番 至〇〇番」といった記載地番が表示されている。内題は無く各絵図には「相模国鎌倉郡第拾六大区拾小区今泉村」の記載のみがある。絵図中に凡例は記載されていないものの、土地利用などは彩色の違いによって区別されている。彩色と土地利用の組み合わせは他の神奈川県 の地租改正地引絵図と同じものである。⁽³⁹⁾一筆内記載は手書きによる地番と合点と思われる朱丸印、等級がみられ、部分的に鉛筆書きによる丸印もみられる。署名や作成年月日は、いずれの絵図にも記載されていない(写真38)⁽⁴⁰⁾。



写真37

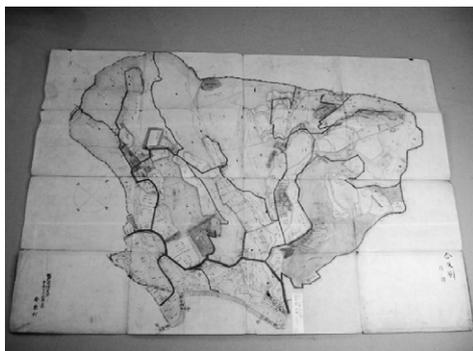


写真38

おわりに

以上、税務情報センター所蔵明治前期地籍図についてみてきた。同センターには今回調査した地籍図にくわえて明治中期以降の地籍図など実に多くの種類の地籍図が所蔵されている。明治前期における地租改正をはじめとした諸制度を理解する上で有効な資料群であると評価される。絵図の保存状態は良く、文字・彩色さらには付箋や貼紙の内容までも明瞭に確認でき、絵図からは明治前期における景観やそれ以前の景観変遷を復元することができる。そして、一定地域の地籍図群が複数県にわたって所蔵されていることから、一定時期の地域の様相を巨視的に理解することもできる。

また、税務情報センターには、絵図のほかに地券を含む租税関係の関連資料も所蔵されている。本共同研究では絵図の概要を示すという点に主眼を置いたため、それらの詳細や絵図との関わりについて検討することはできなかった。併せて検討していくことで絵図の性格や明治前期における景観や制度を含めた様相が明らかになると考える。

(付記)

本稿は、①山形県の地籍図「地引絵図」(2)、「その他の絵図」、②愛知県の地籍図、④その他の地籍図(1)(2)、を川名が執筆し、はじめに、①山形県の地籍図「地引絵図」(1)、③奈良県の地籍図、④その他の地籍図(3)、おわりに、を三河が執筆した。

なお、税務大学校税務情報センターの皆様には、資料の調査および写真掲載に際して、多大な便宜を図っていただきました。末筆ながら記して御礼申し上げます。

註

- (1) 調査対象は共同研究を開始した時点における所蔵地籍図に限定している。調査対象の検索は税務大学校HP内の「史料検索」<http://www.nta.go.jp/nic/cgi-bin/sozei/06bb.php>にて行った。
- (2) 山形県は、廃藩置県以後、第一次(明治三年九月～同四年一月)、第二次、第三次(明治九年八月二一日)の三回の編成を経ており、それぞれ大区小区の区分けが異なっている。柏倉亮吉「地租改正前の農政」「地租改正」山形県編『山形県史』一九七三、六三二―七四頁ほか参照。
- (3) 大蔵省編『府県地租改正紀要』お茶の水書房、一九七九復刻、七四一頁。
- (4) 前掲註(3)、七四五頁。
- (5) それぞれの外題が同じ場所に記載されていない場合がある。これは時期によって絵図の折り方が異なり、表紙部分が異なっていたことを示している。なお、一村図を分割した絵図の①②には「〇枚ノ内〇」との記載がある。
- (6) たとえば一/六〇〇の縮尺は他府県の地租改正地引絵図にはほとんど確認できず、壬申地券地引絵図に多く確認できる縮尺である。壬申地券地引絵図については佐藤甚次郎「明治期作成の地籍図」古今書院、一九八六、一一―一七頁ほか参照。
- (7) 柏倉亮吉「地租改正前の農政」「地租改正」山形県編『山形県史』一九七三、六三二―七四頁。
- (8) 前掲註(7)。
- (9) 平凡社地方資料センター編集『山形県の地名』平凡社、一九九〇、四〇八―四〇九頁。
- (10) このタイプの例外として、前小路村字根際山の字図と飛地だけを集めた絵図とがある。前者には、「羽前国郡山郡 第四大区七小区前小路村 字根際山」と「羽前国村山郡第四大区小七区 下工藤小路村 山絵図」などがあり、どちらも字番号が記されていない。これは両村がそれぞれに所有する山間地を描いた絵図であるということと、他村の飛地があまり存在しないことなどに原因があるように思われる。後者は、各村の飛地だけを村ごとに集めたもので、その他の字図とは性質が異なっている。
- (11) 墓所絵図の名称については、吉岡村の絵図の内題に「吉川村墓所絵図」と記載がされていることから、これに従った。
- (12) 北条浩『明治初年地租改正の研究』御茶の水書房、一九九二、四一〇―四一一頁。
- (13) 前掲註(12)、四九四―四九五頁。
- (14) 前掲註(12)、四九九頁。
- (15) この他にも、「月岡村地内字愛染院山元除地絵図」(明治七年八月)や「入間村元除地絵図」(明治七年六月)が存在する。
- (16) 「地租改正二付心得書」『愛知県布達類聚』明治四十八年、国立国会図書館所蔵。
- (17) 「量地心得書」『愛知県布達類聚』明治九年、同一〇年上、国立国会図書館所蔵。
- (18) 近藤哲生「愛知県(尾張国)における地租改正にかんする覚え書」『経済科学』九三、一九六二、八一頁。
- (19) 『府県地租改正紀要』には、「地図ハ一筆限り、一字限り、一村限りノ三様トス」とある(前掲註(3)、四四六頁)。
- (20) 地租改正資料刊行会編『明治初年地租改正基礎資料(改訂版)』上巻、一九八八、二九二―三〇三頁。
- (21) 前掲註(6)、一〇三十一―四頁。
- (22) 雛形では「字一筆限地図帳」と記載されており、実際の絵図の内題でもこれが多い。
- (23) 前掲註(16)。
- (24) 但し灰色の区画には地番が振られていない。
- (25) 「量地心得書」では、「朱字ニテ字番号ヲ記入シ」とあるが、この全図では字番号が墨字で記入されている。
- (26) 「心得書」では、それぞれ「一郵絵図」「字限地図」と表現されているが、「量地心得書」の段階で「一村字寄略図」と「字限精図」というように変更されている。「略」と「精」の対比が示されている点は重要である。
- (27) 横須賀町の絵図には、「明治九年中指上置候処今回分離村ニ付改訂」という記載がみられる。
- (28) 三木理史「税務大学校所蔵奈良県公図の調査報告」総合研究所所報一一、二〇〇三、一五五―一六三頁。三木の整理によれば、税務情報センター所蔵の奈良県の地籍図は二〇八地点存在する。三木は、それらを「地租改正地引絵図」「字図」「分裂地図(分裂略図)」「宅地甲乙兼用図」「三千分一地図」「その他」に分類している。
- (29) 土平博「税務大学校租税史料室所蔵「大和国地租改正地引絵図」の作成と移管の経緯」総合研究所所報一七、二〇〇九、二九―三九頁。
- (30) 大阪国税局以前における地租改正地引絵図の移管経緯は土平による指摘がある。それによれば、絵図の記載対象地域である旧平群・山辺・添上・添下郡が奈良税務署の管轄区域と一致していることから、絵図が奈良税務署から大阪国税局へ移管された可能性が高いという。前掲註(29)。分裂地図も同じく昭和五二年に大阪国税局から移管されており、添下郡の村々を記載した図である。土平の指摘をふまえるならば、これらもまた地租改正地引絵図と同じ行程で移管されたと考えられる。なお、野取図は上記の絵図群とは別に平成七年に東京国税局から移管されている。野取図に記載された村は式上郡であり、同郡は奈良税務署とは別の管

轄区域であった。したがって、別系統で図が移管されたことが想定される。

- (31) 前掲註(3)、一三三頁
- (32) 前掲註(3)、一三六頁。
- (33) 奈良県は、明治四年一月二日に旧大和国域を継承し成立したのちに、明治九年四月一八日に堺県に編入され、明治二〇年一月四日に堺県から独立した。したがって、地租改正作業は、奈良県独自で開始され、最終的に堺県管轄のもとに終了していたことになる。「堺県」と付したものがみられるのは、地租改正終了時において奈良県が堺県に編入されていたためである。
- (34) 添上郡北永井村の図には「二千分ノ貳」との記載があるが、一／二〇〇〇の誤記ではないかと考える。
- (35) 前掲註(28)。奈良県立図書館には宇智郡の地租改正地引絵図が所蔵している。写真や解説は同図書館のHP (<http://www.library.pref.nara.jp/gallery/ezu/index.html>) 参照。それらによれば宇智郡の図も基本的には税務情報センター所蔵地籍図と同じ土地利用と彩色であったことがわかる。
- (36) 前掲註(6)、一三四―一七〇頁。
- (37) 「測量研究舎」の存在は三木理史が指摘している。前掲註(28)。なお、袋には「大和国山辺郡丹波市村 官許測量研究舎」との記載があり、同舎が山辺郡丹波市村に存在していたことが確認できる。
- (38) 各絵図記載の字名は以下のものである。甲図は「小泉谷」、乙図は「福泉」、丙図は「芋ヶ谷戸」、丁図は「瀧之入」、戊図は「滝之入」、巳図は「吉ヶ沢」、庚図は「柳谷戸」、辛図は「七久保」である。
- (39) 佐藤甚次郎『神奈川の地籍図』暁印書館、一九九三、一〇九頁。図の宅地部分には家屋図像が記載されている。
- (40) 税務情報センターには、本稿で取り上げた地籍図のほかにも所管府県不明の地籍図数点、香川県の地籍図一点、熊本県の地籍図(写真のみ)などが所蔵されている。

三河雅弘(国立歴史民俗博物館外来研究員)

川名 禎(國學院大學非常勤講師、国立歴史民俗博物館共同研究員)

(二〇一〇年九月二八日受付、二〇一〇年十一月三〇日審査終了)